

平成 26 年度指定希少野生動植物の指定について

1 指定の根拠

大分県希少野生動植物の保護に関する条例（平成 18 年大分県条例第 14 号。以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき指定するもの。

第 9 条 知事は、希少野生動植物（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 4 条第 3 項の国内希少野生動植物種及び同法第 5 条第 1 項の緊急指定種を除く。）のうち、特に保護を図る必要があると認められるものを指定することができる。
（第 2 項以下省略）

2 指定を行った種

クボハゼ（ハゼ科）



チクゼンハゼ（ハゼ科）



	クボハゼ（ハゼ科）	チクゼンハゼ（ハゼ科）
レッドリスト カテゴリー	大分県 I B 類 環境省 I B 類	大分県 I B 類 環境省 II 類
分布域	周防灘に注ぐ河川、大分川水系、大野川水系、番匠川水系、豊後水道に注ぐ河川	山国川水系、周防灘に注ぐ河川、大野川水系、別府湾に注ぐ河川、番匠川
生育環境	表層に泥がたまる礫底の河口 （チクゼンハゼに比べ上流側に生息）	砂底・砂泥底の河口干潟 （クボハゼに比べ河口側に生息）
減少要因	河口・沿岸域の護岸工事などによる生育環境の変化	河口・沿岸域の護岸工事などによる生育環境の変化

3 指定までの経過

- H26. 1. 30 指定希少野生動植物検討会の開催
- H26. 2. 12～3. 12 県民意見募集手続（結果：2 件）（反対意見なし）
- H26. 3. 19 大分県環境審議会あて諮問
- H26. 3. 24 大分県環境審議会から答申（「指定案は適当」の答申を受ける）
- H26. 3. 31～4. 14 指定案の縦覧（意見書の提出なし）
- H26. 5. 7 クボハゼ及びチクゼンハゼ指定の告示
（周知期間）
- H26. 9. 1 クボハゼ及びチクゼンハゼ指定告示施行

4 指定による行為の制限等

- ・ 個体の所有者等は、希少野生動植物を保護することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うように努めなければならない（第 10 条）
- ・ 許可なく捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下、「捕獲等」）をしてはならない（第 12 条）
 - ・ ただし、学術研究、繁殖、教育など指定種の保護に資すると認められる目的で捕獲等をする場合は、知事の許可を受けて行うことが出来る（第 14 条）
- ・ 条例に違反して捕獲等をした種の個体（加工品を含む。）の所持、譲渡し、譲受けをしてはならない（第 13 条）
- ・ 違反した場合、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金の罰則に処する（第 40 条）

5 現在の指定状況

指定希少野生動植物 20 種（植物 13 種、動物 7 種） 平成 26 年 9 月 1 日現在